

倫理規程

公益財団法人ふじのくに未来財団（以下「本財団」という。）は、その設立の趣意に基づき、静岡県の公益目的実現のため、一貫した事業活動が続けてきた。特に新しい公益法人制度の発足に伴い、民間公益活動という市民活力の有力な担い手として公益法人の役割は、国内は固より国際的にも益々重要性を増してきており、本財団もこの時代の要請に積極的に応えていかねばならない。

このような認識のもと、本財団は、厳正な倫理に則り、公正かつ適切な事業活動を行うための自主ルールとして、以下の倫理規程を制定し、その普及・定着を図ることとした。

本財団のすべての役職員は、その社会的使命と役割を自覚し、この規程の理念が具体的な行動と意思決定に活かされるよう不断の努力と自己規律に努めなければならない。

（組織の使命及び社会的責任）

第1条 本財団は、その設立目的に従い、広く公益実現に貢献すべき重大な責務を負っていることを認識し、社会からの期待に相応しい事業運営に当らねばならない。

（社会的信用の維持）

第2条 本財団は、常に公正かつ誠実に事業運営に当たり、社会的信用の維持・向上に努めなければならない。

（基本的人権の尊重）

第3条 本財団は、すべての人の基本的人権を尊重し、差別や個人の尊厳を傷つける行為はしてはならない。

（法令等の遵守）

第4条 本財団は、関連法令及び本財団の定款、倫理規程その他の内規を厳格に遵守し、社会的規範にもとることなく、適正に事業を運営しなければならない。

（私的利益の禁止）

第5条 本財団の役職員は、公益活動に従事していることを十分に自覚し、その職務や地位を私的な利益の追求に利用することがあってはならない。

（利益相反の防止及び開示）

第6条 本財団の役職員は、その職務の執行に際し、本財団との利益相反が生じる可能性がある場合は、直ちにその事実の開示その他本財団が定める所定の手続に従わなければならない。

ない。

- 2 職員は、原則として、別紙に掲げる行為を行ってはならず、やむを得ない理由により次に掲げる行為をしようとする場合には、次項の規定に従って、事前に事務局長の承認を受けなければならない。
- 3 職員が前項に規定する行為をしようとする場合は、次の事項を明示してその事務局長の承認を得るものとする。
 - 1) 当該行為をする理由
 - 2) 当該行為の内容
 - 3) 当該行為の相手方・金額・時期・場所
 - 4) 当該行為が正当であることを示す参考資料
 - 5) その他必要事項
- 4 前項の承認後、前項に示した事項について変更が生じた場合は、第2項に規定する行為を行う前に改めてその事務局長の承認を得るものとする。
- 5 第2項に規定する行為をした職員は、その行為後、遅滞なく、その行為について第3項に規定する事項をその事務局長に報告しなければならない。
- 6 職員は、毎年1月と6月に第2項の規定に基づく申告事項の有無及び内容について事務局長に書面で申告しなければならない。

(特別の利益を与える行為の禁止)

第7条 評議員及び役職員は、特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄付その他の特別の利益を与える行為を行ってはならない。

(情報開示及び説明責任)

第8条 本財団は、その事業活動に関する透明性を図るため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に開示し、基金拠出者、寄付者をはじめとして社会の理解と信頼の向上に努めなければならない。

(個人情報保護)

第9条 本財団は、業務上知り得た個人的な情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利の尊重にも十分配慮しなければならない。

(研 鑽)

第10条 本財団の役職員は、公益事業活動の能力向上のため、絶えず自己研鑽に努めなければならない。

(規程遵守の監視)

第11条 本財団は、必要あるときは、理事会の決議に基づき委員会を設置し、この規程の遵守状況を監視する。

(改 廃)

第 12 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

本規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

本規程は、令和 2 年 9 月 2 日から施行する。

本規程は、令和 2 年 10 月 9 日から施行する。

別紙

1. 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
2. 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
3. この法人がその職員の債務を保証することその他その職員以外の者との間におけるこの法人とその職員との利益が相反する取引
4. 資金分配団体若しくは民間公益活動を行う団体又はこれらの団体になり得る団体等（以下「資金分配団体等」という。）又はその役員若しくはこれに準ずるもの若しくは従業員（以下「資金分配団体等役職員」という。）から金銭、物品又は不動産の贈与（せん別、祝儀、香典又は供花その他これらに類するものとして提供される場合を含む。）を受けること。ただし、資金分配団体等又は資金分配団体等役職員から、これらの者の負担の有無にかかわらず、物品若しくは不動産を購入した若しくは貸与を受けた場合又は役務の提供を受けた場合において、それらの対価が無償又は著しく低いときは、相当な対価の額の金銭の贈与を受けたものとみなす
5. 資金分配団体等又は資金分配団体等役職員から金銭の貸付け（業として行われる金銭の貸付けは、無利子のもの又は利子の利率が著しく低いものに限る。）を受けること
6. 資金分配団体等又は資金分配団体等役職員から未公開株式を譲り受けること
7. 資金分配団体等又は資金分配団体等役職員から供応接待を受けること
8. 資金分配団体等役職員と共に遊技又はゴルフをすること
9. 資金分配団体等役職員と共に旅行（公務のための旅行を除く。）をすること
10. 資金分配団体等又は資金分配団体等役職員をして、第三者に対し前 4 号から 9 号に掲げる行為をさせること